

令和5年12月26日

平塚市監査委員 市川 喜久江  
同 城田 孝子  
同 山原 栄一  
同 秋澤 雅久

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象施設  
福祉会館
- 2 監査実施日  
令和5年10月25日
- 3 監査結果の公表日  
令和5年11月22日（平塚市監査委員公表第16号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：福祉部 福祉総務課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、指定管理者から提出された指定管理業務事業報告書について、第三者委託した業務で実績報告がないもの、指定管理業務の一部が自主事業と誤ったもの、第三者委託業者名を誤ったものがあったので、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。  (2) 対象部課において、指定管理者が第三者委託している業務について、書面による市の承認がないものがあったので、	(1) 指摘事項については、指定管理者に対し、「複数名のチェックの上、事業報告書における記載漏れ、記載誤りを防ぐこと」及び「指定管理業務と自主事業を明確に分けること」を指導しました。 また、報告書の記載内容を十分に確認し、適切な報告がなされるように点検を強化します。  (2) 指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務第三者委託承認依頼書を提出する際に、複数名のチェックの上、すべての

<p>確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>対象案件を確実に記入するように指導しました。</p> <p>また、事業計画書に記載される「第三者業務委託」の項目と突合し、漏れがないことを確認します。</p>
---------------------------------------	--

対象団体：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象団体において、市に提出した指定管理業務事業報告書について、第三者委託した業務で実績報告がないものの、指定管理業務の一部が自主事業と誤ったもの、第三者委託業者名を誤ったものがあつたので、適切に対処されたい。</p> <p>(2) 対象団体において、指定管理者が第三者委託している業務について、書面による市の承認がないものがあつたので、適切に対処されたい。</p>	<p>(1) 指摘事項については、「複数名のチェックの上、事業報告書における記載漏れ、記載誤りを防ぐこと」及び「指定管理業務と自主事業を明確に分けること」を徹底します。</p> <p>(2) 指摘事項については、指定管理業務第三者委託承認依頼書を提出する際に、複数名のチェックの上、すべての対象案件を確実に記入するようにいたします。</p> <p>また、事業計画書の「第三者業務委託」の項目と「指定管理業務第三者委託承認依頼書」の項目が一致するように確認を行います。</p>

1 監査実施対象施設

袖ヶ浜デイサービスセンター

2 監査実施日

令和5年10月25日

3 監査結果の公表日

令和5年11月22日（平塚市監査委員公表第16号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：福祉部 高齢福祉課

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象部課において、基本協定書に定められた利用料金の改定について、書面上の事務手続きにおける指</p>	<p>(1) 料金変更に必要な事務処理手順を整理するとともに次回予定される料金変更における承認依頼期限を設け、管理者へ事</p>

<p>定管理者への指導が十分でなかった。また、指定管理者から提出された利用料金改定に関する文書について、事前の口頭による承認が実行されていたが、事務処理の遅延や不適切な事務処理があったので、定められた手続きにより確実に処理されたい。</p>	<p>前承認を徹底するよう通知しました。また、事務処理の遅延や不適切な事務処理を生じぬよう、関連条例や基本協定書等を改めてよく確認の上、事務処理を進めていきます。</p>
--	---

対象団体：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象団体において、基本協定書に定められた利用料金の改定について、書面による事務手続きが適切に行われていなかったため、定められた手続きにより確実に実施されたい。</p>	<p>(1) 平塚市からの指導を受け、改めて基本協定等で定められる手続きの期限を確認しました。介護報酬改定に伴う手続きの開始と合わせて市へ承認依頼を行うよう事務処理を見直すことにより適正な事務の執行に努めます。</p>

- ~~~~~
- 1 監査実施対象施設  
馬入ふれあい公園
  - 2 監査実施日  
令和5年10月25日
  - 3 監査結果の公表日  
令和5年11月22日（平塚市監査委員公表第16号）
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容  
対象部課：都市整備部 総合公園課

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象部課において、基本協定書に定める備品の貸出数に誤りがあったので、確認体制を強化されたい。</p> <p>(2) 対象部課において、指定管理者から提出された年間業務報告書について、決算額の記載誤りや未実施事業の記載が</p>	<p>(1) 基本協定書に記載のある「別紙3備品の内容」を管理表として作成します。その上で、貸出用備品数に変更がある場合は、その報告を書面にて義務付け、備品一覧表と管理表を同時に更新することで、貸出数に誤差が生じさせないようにします。</p> <p>(2) 決算額の記載誤りについては提出された年間業務報告書と、毎月提出される月間業務報告書に基づき集計したものとの照合を</p>

<p>あったので、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 対象部課において、自主事業への認識不足があるとともに、指定管理者への指導が十分でなかったため、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>行い、複数人による確認を行います。</p> <p>また、事業の実施の有無については、事業実施計画書と毎月提出される月間業務報告書を照合し進捗状況を確認します。</p> <p>(3) 令和5年11月24日(金)に行われた指定管理者定例会議において「自主事業」と「事業」について議題とし、「指定管理者制度運用の手引き」の該当箇所を資料提供して、その内容を共有しました。</p>
--	---

対象団体：サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象団体において、市に提出した年間業務報告書について、決算額の記載誤りや未実施事業の記載があったので、適切に対処されたい。</p> <p>(2) 対象団体において、指定管理委託料内での支出を伴う事業を自主事業と位置付けていたので、適切に対処されたい。</p>	<p>(1) 年間業務報告書の市への提出にあたり、馬入ふれあい公園の責任者・担当者2名の他、共同事業体の代表企業であるサカタのタネグリーンサービス株式会社の所管部署(指定管理者運営部)の書面確認を受けることとし、事前の複数確認によって収支、実施事業等、正確な記載に努めます。</p> <p>(2) 事業の企画にあたり、事業運営の原資を指定管理料に求めるのか、それとも独自に捻出するのか明確にし、前者を計画事業、後者を自主事業と呼び、両者を峻別致します。</p>

以上